

第20140003089号

平成26年4月1日

障がい福祉サービス事業所等運営法人の長 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長

(公 印 省 略)

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部改正について (通知)

日頃より、本県の障がい福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の部分施行に伴い、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化及び障害程度区分の障害支援区分への名称・定義の改正などにより、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及びその施行規則並びに鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正等を別添のとおり行いました。

ついては、内容を御確認いただくとともに本条例や関係法令の遵守を徹底していただき、適正な事業所等の運営に御尽力いただきますよう、何卒よろしく申し上げます。

担当

障がい福祉課障がい福祉サービス担当 檜垣

電 話 : 0857-26-7193

ファクシミリ : 0857-26-8136

(別添)

1 一部改正した条例及び施行規則

- (1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例新旧対照表 (別紙1)
- (2) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則新旧対照表 (別紙2)
- (3) 鳥取県障害者支援に関する条例施行規則新旧対照表 (別紙3)

2 関連通知の改正

- (1) 知事が別に定める者 (平成26年3月31日付鳥取県障がい福祉課長通知第201300212584号別添) の一部改正【見え消し】 (別紙4)
- (2) 独自基準 (平成26年3月31日付鳥取県障がい福祉課長通知第201300212711号別添) の一部改正【見え消し】 (別紙5)